

松伏町総合振興計画審議会

第1回会議

日 時：平成30年6月28日（木）
18：30～

場 所：役場本庁舎2階 201会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱式
- 3 町長あいさつ
- 4 出席者紹介
- 5 議題
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 町長からの諮問
 - (3) 松伏町第5次総合振興計画の概要及び前期基本計画の進捗状況と課題について
 - (4) 松伏町第5次総合振興計画後期基本計画策定に向けて
 - (5) その他
- 6 閉 会

資料

- 資料1 松伏町第5次総合振興計画概要版
資料2 前期基本計画の進捗状況と課題について

参考資料

松伏町総合振興計画審議会条例・・・P7

出席者名簿

審議会委員

(敬称略)

職 名		氏 名
1号委員	元埼玉県職員	梅山 洋一
2号委員	公募	今井 新吉
	公募	網代 憲悟
3号委員	松伏町連合自治会長会 会長	石嶋 利夫
4号委員	松伏町農業委員会 会長代理	山崎 久俊
	松伏町都市計画審議会 会長	鈴木 明
	松伏町民生委員・児童委員協議会 会長	今井 しげ子
	吉川松伏医師会 副会長	宮里 良乃
	松伏町商工会 会長	小島 朗
	松伏町PTA連合会 会長	西城 孝

松伏町

	職 名	氏 名
1	町長	鈴木 勝
2	副町長 (策定委員会委員長)	鈴木 寛
3	企画財政課長 (策定委員会副委員長)	石川 敏
4	企画財政課主幹 (事務局)	目黒 健二
5	企画財政課主査 (事務局)	末次 雄一郎
6	企画財政課主任主事 (事務局)	福永 将人
7	企画財政課主事 (事務局)	高見 恭兵

事務局：企画財政課総合政策担当 福永・高見

電 話 991-1818 (直通)

メー ル kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp

2 委嘱式

(1) 設置目的

松伏町総合振興計画審議会条例

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(2) 委員の委嘱について

松伏町総合振興計画審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による町民
- (3) 地域の代表者
- (4) 公共的団体等の代表者

審議会委員

(敬称略)

職 名		氏 名
1号委員	元埼玉県職員	梅山 洋一
2号委員	公募	今井 新吉
	公募	網代 憲悟
3号委員	松伏町連合自治会長会 会長	石嶋 利夫
4号委員	松伏町農業委員会 会長代理	山崎 久俊
	松伏町都市計画審議会 会長	鈴木 明
	松伏町民生委員・児童委員協議会 会長	今井 しげ子
	吉川松伏医師会 副会長	宮里 良乃
	松伏町商工会 会長	小島 朗
	松伏町PTA連合会 会長	西城 孝

5 議題

(1) 会長・副会長の選出

松伏町総合振興計画審議会条例

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(2) 町長からの諮問

(3) 松伏町第5次総合振興計画の概要及び前期基本計画の進捗状況と課題について

①松伏町第5次総合振興計画の概要について

資料1 松伏町第5次総合振興計画概要版 参照

②前期基本計画の進捗状況と課題について

資料2 前期基本計画の進捗状況と課題について 参照

(4) 松伏町第5次総合振興計画後期基本計画策定に向けて

①計画策定の基本指針

・町民ニーズの把握と反映

前期基本計画における施策に対する満足度・重要度を体系的に整理し、町の現状課題を整理するとともに、後期基本計画に町民意見を反映させるため、町民意識調査、総合振興計画審議会への諮問及びパブリックコメントを実施する。

・実効性の高い計画

前期基本計画の成果分析を行うとともに、町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた将来予測を図り、各施策に目標値を設定し、着実に計画を推進することができる実行性の高い計画とする。

・分かりやすい計画

町民と町が課題や目標を共有できる分かりやすい計画とする。

②後期基本計画の策定に合わせた基本構想の改訂に関する考え方

基本構想は、目指すべき将来像を10年かけて達成するという趣旨や計画行政の一貫性を維持するため、原則として基本構想の改訂は行わないこととする。

③策定体制について

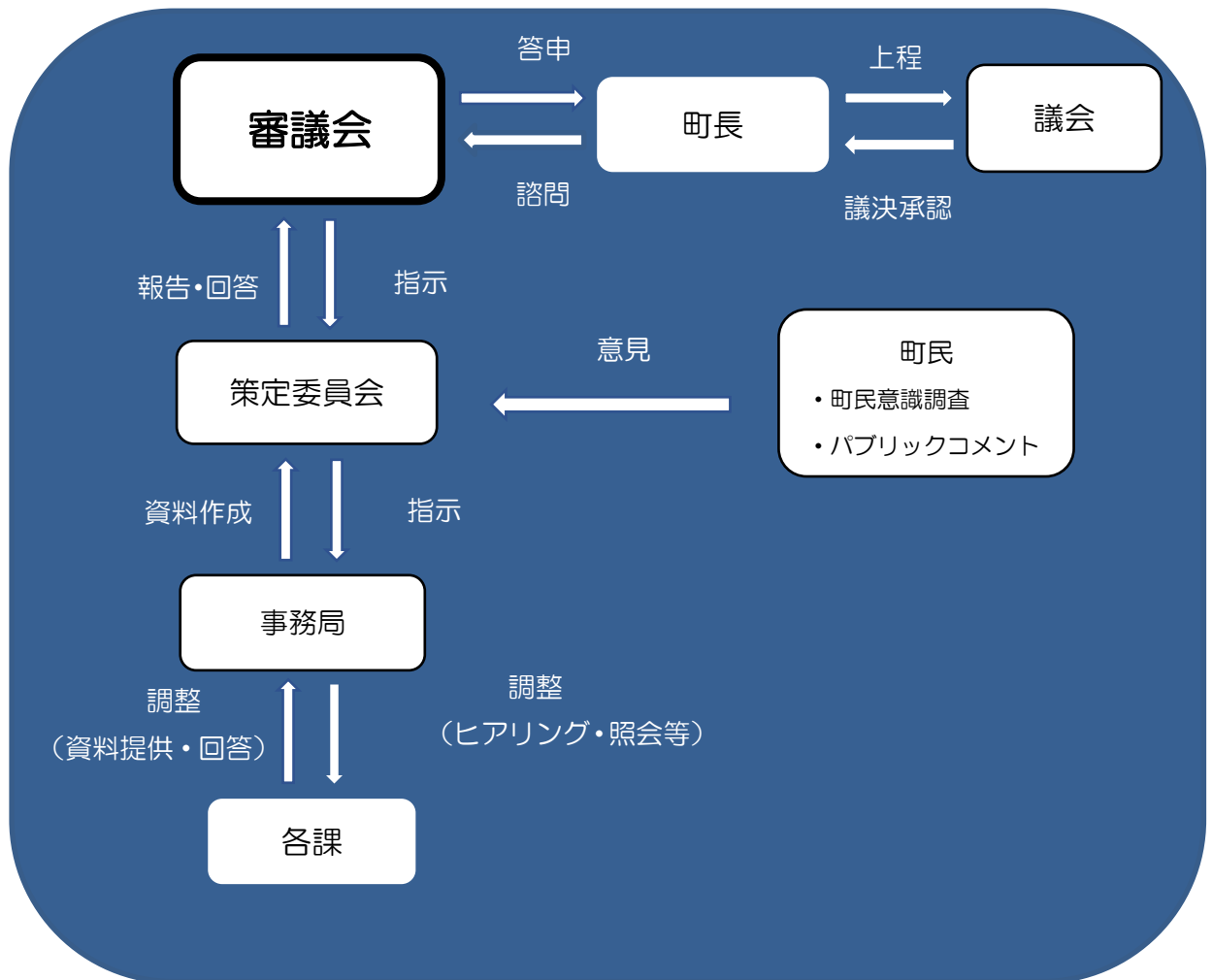
・松伏町総合振興計画審議会

松伏町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に関し、調査、研究及び審議を行う。

・策定委員会

策定委員会は、庁内における計画案作成の機関として、副町長を委員長とし各課(室)長で構成し、総合振興計画策定全般について審議する。

策定体制図



④今後のスケジュールについて

第2回審議会

平成30年8月上旬 予定 本庁舎201会議室

- 内容 (1) 基本構想一部見直しについて
(2) 後期基本計画について

第3回審議会

平成30年8月下旬 予定 本庁舎201会議室

- 内容 (1) パブリックコメント案について

第4回審議会

平成30年11月上旬 予定 本庁舎201会議室

- 内容 (1) 答申

(5) その他

松伏町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松伏町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による町民
- (3) 地域の代表者
- (4) 公共的団体等の代表者

2 委員は、当該諮問に係る事項の調整、研究及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第6条 審議会は、第1条の目的を達成するため、特に専門的な事項の検討、調査を行うため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。